

J D S F 岩手ダンススポーツ応援団規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、「岩手ダンススポーツ応援団」(以下、「本会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を岩手県に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、岩手県ダンススポーツ連盟(以下、「JDSF 岩手」という。)の直轄サークルとして、一般の加盟サークルの活動に参画することが困難な者等が入会するサークルとして設立し、その会員がダンススポーツの普及と発展に寄与することを支援することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 岩手県連盟から伝達すべき必要最小限の情報提供に関する事。
- (2) 希望する加盟サークルがあった場合の支援に関する事。
- (3) 新しいサークルを発足する際の支援に関する事。
- (4) その他目的達成に必要な事業に関する事。

第3章 会員

(会員資格)

第5条 本会の会員は、原則として次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) ダンススポーツ愛好者であって加盟サークルの活動に参画することが困難な者
- (2) ダンススポーツ愛好者以外の者であって岩手県連盟の活動に賛同する個人
- (3) その他岩手県連盟が本会の会員として登録することが適当であると認めた個人

2 本会は、次に掲げるものは原則として会員の対象としない。

- (1) 公認指導員資格を有している者
- (2) 選手登録をしている者

3 本会に在籍できる期間は1年とし、原則として毎年自動更新するものとする。但し、11月以降に入会した場合には、翌年の1月から1年とする。

(会費等)

第6条 会員は、次に定める会員登録料及び手数料を納めなければならない。

- (1) 会員登録料 1,000円(本部300円、県連盟700円) /年
- (2) 手数料 理事会において別途定めるサービス受益のための手数料

第4章 役員

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 1名
- (3) 会 計 1名
- (4) 事 務 局 1名
- (5) 監 事 1名

2 本会の会長は、JDSF 岩手の会長をもって充てる。

3 本会の副会長は、JDSF 岩手の普及担当副会長をもって充てる。

4 本会の会計は、JDSF 岩手の経理部長をもって充てる。

5 本会の事務局は、JDSF 岩手の会員サポートセンター長をもって充てる。

6 本会の監事は、JDSF 岩手の監事から1名選出する。

(JDSF 岩手の指導監督)

第8条 JDSF 岩手の理事会は、本会に対して意見を述べることができ、監査報告等の提出を求めることができる。

(会長及び副会長の職務)

第9条 会長は、本会を代表し業務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(監事の職務)

第10条 監事は、本会の業務及び会計を監査する。

2 監事は、役員会に出席することができる。

(役員任期)

第11条 本会の役員任期は、1年とする。ただし、補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、その任期満了後でも、後任者が就任するまではなおその職務を行うものとする。

3 役員は、再任されることができるものとする。

(事務局)

第12条 本会の事務は、JDSF 岩手普及本部の会員サポートセンター内において処理する。

(補則)

第13条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は理事会で協議し別に定める。

附 則

この会則は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成23年1月22日から施行する。

附 則

この会則は、平成24年7月13日から施行する。

ダンススポーツ応援団の会員が受けられるサービスのイメージ

- ① 第6条第1号の会員登録料だけを納める会員
～ JDSFが販売するCD、DVD、雑誌等を通常の会員価格で購入可能
 - ② 第6条第2号の理事会が手数料を納める会員
～ 理事会が定める有料サービスを受けることが可能
例)DDD購読、DS通信、その他
- ※ 平成22年7月31日理事会で手数料は500円と決定。
- ※ 平成22年11月13日理事会で手数料は1000円に改正。既に手続きが終了している場合は500円のままとした。